

申請書等の押印見直し判断基準（第4版）

施行日 令和6年8月8日

行政手続の市民負担の軽減及び行政手続のデジタル化を推進しやすい環境の整備を図るため、個人及び事業者等が行う申請手続き等において求めている申請書等の氏名欄の押印については、次の判断基準により見直しを実施する。

1 押印見直しの考え方

押印を求める手続については、押印を求める趣旨の合理性を検討し、原則として押印を廃止し、記名での手続を可能とする。

なお、押印見直しの対象は市が受信する申請書等とする。（発信文書は対象外）

<押印を求める趣旨>

趣旨	判断のポイント
本人確認 （文書作成者の真正性担保）	本人確認の必要性の有無を判断する。 →押印以外の本人確認の手法は多数存在するため、代替手段を検討すること。既に添付資料によって本人確認がされている場合、新たな代替手段を検討せず押印廃止を可能とする。
文書作成の真意確認	本人確認がされた事実があれば、真意は確認できているとみなせる。
文書内容の真正性の担保	真正性は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価される。

2 押印を求めるもの

例外として下記については今後も押印が必要となる。

①	地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約書 ※請書、協定書、覚書など契約書としての性質を備えているものを含む。
②	流山市財務規則第131条に規定する入札書
③	国や県、本市以外の組織・団体によって、押印が義務付けられているもの 例：銀行に提供する振込依頼書等
④	実印または登記印を求め、印影を照合するもの
⑤	規則や要綱等で、市の様式として定めのない請求書 ※補助金交付請求書等、規則等で市の様式として定められた請求書は、当該文書の真正性が担保されれば記名による提出を可能とする。4を参照のこと。

3 署名を求めるもの

記名押印と同程度の真正性を担保する必要があるもので、次のような場合に合致するものについては、例外として署名を求める。

①	国・県等の法令等により署名が義務付けられているもの
②	虚偽の届出等があった場合に、回復困難な権利侵害等が生じるおそれのあるもの、個人の重要な権利義務に係るものなど、本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの 例：住民異動届、個人情報取扱いの同意、課税資料の閲覧の同意等
③	委任状若しくは第三者によって提供される申請書の添付書類等、その内容について作成者の意思を署名により強く担保する必要性があるもの 例：診断書、意見書、証明書等

※署名が必要なもので、個人、個人事業者、法人格のない団体は、本人（代表者）が手書きしない場合は、署名に代えて記名押印も可能とする。

4 記名のみとするもの〔代筆や印刷されたものなどの記名でも良いもの〕

ア：押印や署名を求める趣旨に合理性を欠き、次のような場合に合致するものは記名のみの提出を可能とする。原則として、2、3に該当しないものは記名のみとする。ただし、法人が発行する会計手続に関連する書類は、下記イのとおりとする。

①	対象が不特定の者であり、押印や署名を求めてまで本人確認する必要のないもの 例：閲覧・縦覧の申請書、各種イベント等の参加申込書、施設の利用申込書等
②	単に事実・状況を把握することのみを目的とするもの 例：届出事項の変更、履歴書等
③	当該本人からのものかどうかについて紛れのないもの ※市と継続的な関係にある者からの届出・報告等のほか、下記の「本人確認手段」により本人であることを確認できるものを対象とする。
④	市の内部手続に関するもの（事務決裁に係るものを除く。）
⑤	その他、特に記名で支障がないもの

<本人確認手段（例）>

メール申請	・納税証明書や登記簿謄本、運転免許証等、本人確認書類の写しの送付（PDF または写真の添付） ・発行責任者または担当者への問合せ ・利用アドレスの登録
窓口・郵送申請	・本人確認書類の提示やコピーの添付 ・本人確認証の番号（運転免許証番号、印鑑登録証番号等）の記入
オンライン申請	・既存システムの利用、ID・パスワードによる認証等
その他	・電話やウェブ会議による本人確認 ・実地調査等の機会における確認

イ：会計手続に関連する書類のうち、法人が発行する「規則等で市の様式として定められた請求書※」、「見積書」、「納品書」については、当該書類またはメール本文等に「発行責任者」及び「担当者の氏名」、「連絡先」の記載があり、当該文書の真正性が担保されれば記名による提出を可能とする。

個人が発行するものについては、アの要件を満たせば記名による提出が可能となる。

※業者の様式で提出される請求書（規則や要綱等で、市の様式として定めのない請求書）は、押印が必要。なお、「見積書」と「納品書」については、市の様式、業者の様式を問わず押印を廃止する。

なお、押印廃止が可能となるが、押印の使用を妨げるものではないため、申請者の大きな負担増が考慮される場合等は、押印または署名とすることも可能とする。

5 申請書等の訂正方法について

① 訂正印や捨印の方法について

押印による申請の場合は捨印や訂正印に同じ押印、署名による申請である場合は訂正印や捨印を押すべき箇所に署名をすることで修正可能とする。

【訂正署名の方法】

- (1) 間違えた箇所に二重線を引く。
- (2) その上部に正しい文言を書く。
- (3) その隣にフルネームで小さく署名する。

② 記名のみで提出した申請書等の修正方法について

申請書等の差替えを依頼すること。

【参考】各種用語等の定義

1	実印	登録印の一つ。印鑑登録制度により登録した印鑑。代表者印。	第三者（行政）が所有者を証明する押印された書類は、民事訴訟上、本人の意思に基づいて作成されたものと推定される。
2	認印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。三文判や角印。	押印された書類は、民事訴訟上、本人の意思に基づいて作成されたものと推定される。行政による所有者の証明ができない（実印と比べて反証がされ易い）
3	登記印	登録印の一つ。法務局へ会社の設立当句を行う際に届け出た印鑑。代表者印。	企業の権利義務を立証し、法務関連の届けや登録などの重要書類などに使用。
4	銀行印	登録印の一つ。銀行口座開設時に届け出た印鑑。	届け出た銀行で所有者を証明する。
5	その他登録印	登録印の一つ。その他特定の事務で使用するものとして登録した印鑑。	登録した特定の事務で所有者を証明する。

1	署名	自己の氏名を手書き（自著）すること。	本人の意思による申請であることを署名により担保するもの。署名がされた書類は、民事訴訟上、本人の意思に基づいて作成されたものと推定される。本人が書いたことを立証する必要がある。
2	記名	氏名を記載すること。（自己の氏名を手書き（自著）するのではなく、代筆やゴム印、印刷されたものなど）	本人の意思に基づいて作成された書類であることを証明することが極めて困難。

申請書等の押印見直しに伴う氏名欄の様式例

以下のとおり、ケースごとの様式例を示します。対象者の状況や、現状の様式のレイアウトなど、個々の申請書等の状況に合わせた見直しを行ってください。

- ・「㊞」マークは押印を必須としている場合のみ表記（印字）する。
- ・それぞれ、何が必要なのかを明示する。
- ・認印以外（実印や銀行印等の登録印）を求める場合は、印の種類を明示する。

※署名が困難な場合の代筆等の取扱い等は、個々の手続きの事務処理要領等の定め等により対応してください。

1 署名または記名押印が必要なもの（署名により押印を省略できるもの）

《例》

氏名	(※)
	※本人（代表者）が手書きしない場合は、押印してください。

2 押印が必要なもの（署名の有無に関わらず押印する必要があるもの）

《例》

氏名	㊞
----	---

3 押印も署名も必要ないもの（代筆や印刷されたものなど、記名でも良いもの）

《例》

氏名	
----	--

4 （参考）署名が必要なもの（自署である必要があるもの）

《例》

氏名	署名
----	----